



2018年2月8日

国家发展改革委员会、企業国外投資管理弁法を公布

国家发展改革委员会（以下「国家発改委」）は2017年12月26日付で《企業国外投資管理弁法》（国家发展改革委员会令第11号、以下「本弁法」）を公布しました。本弁法は2018年3月1日より施行されます。

2014年4月、国家発改委は《国外投資プロジェクト認可および備案管理弁法》（国家发展改革委员会令第9号、以下「9号令」）を公布し、国外投資管理方式を「プロジェクト毎の認可」から「備案を主、認可を副」とする方式に変更しました。

近年、国外投資は急速に発展すると同時に新たな問題も発生しており、企業からも管理制度の改革についての要求が寄せられていました。本弁法はこれらの問題・ニーズに対応するため制定されたものであり、今後の国外投資管理の基本制度となります。

本弁法は、9号令を基礎として、企業国外投資の「簡素化」、「規範化」、「利便的措置」の3方面において8項目の改革措置を挙げ、国外投資の持続的・健全な発展を促進するとしています。また、9号令は本弁法の施行と同時に廃止されます。

なお、2014年9月、商務部は《国外投資管理弁法》（商務部令2014年第3号）を公布し、商務部も国外投資の管理を実施しています。企業が国外投資を実施する際、商務部も含めた関連各部門の法律・規定に対応していく必要があると考えられています。

<本弁法の概要>

1. 企業国外投資の簡素化

	9号令（廃止）	本弁法
① プロジェクト情報報告制度の取消 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: fit-content;"> 事前管理プロセスを簡素化し、制度的取引コストを引下げ </div>	第10条 中国側の投資額が3億米ドルおよびそれ以上の国外買収または競争入札プロジェクトは、 <u>投資主体が実質的な業務を行う前に、国家発改委にプロジェクト情報報告を送信しなければならない</u> 。国家発改委はプロジェクト情報報告の受領後、国家の国外投資政策に合致するプロジェクトに対して、 <u>7営業日以内に確認レターを発行する</u>	取消

SMBC NEWS



SMBC

SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

<p>② 地方政府の初期審査・報告 転送プロセスの取消</p> <p>地方企業はシステムで 直接申請可能へ</p>	<p>第 11 条 国家発改委が認可するまたは国家発改委が審査確認意見を提出して國務院に報告のうえ認可を受ける境外投資プロジェクトについて、<u>地方企業が直接所在地の省級政府発展改革部門にプロジェクト申請報告を提出する場合、省級政府発展改革部門が審査意見の提出後に国家発改委に送信する。</u>中央管理企業の場合、集团公司・総公司在国家発改委にプロジェクト申請報告を報告する</p>	<p>第 18 条 認可管理を実行するプロジェクトについて、投資主体はネットワークシステムを通じて認可機関にプロジェクト申請報告を提出し、併せて関連文書を添付しなければならない。このうち、投資主体が中央管理企業の場合、その集团公司・総公司在認可機関に提出する。<u>投資主体が地方企業の場合、直接認可機関（国家発改委）に提出する</u></p>
<p>② 投資主体の認可・備案の手 続期限を緩和</p> <p>対外投資の手続期限は、 契約締結（発効）前から プロジェクト実施前へ</p>	<p>第 25 条 投資主体は、国家発改委の認可または備案が必要な国外投資プロジェクトの場合、<u>最終的な法的拘束力を有する文書を対外的に締結する前に、</u>国家発改委が発行する認可文書・備案通知書を取得しなければならない。もしくは、<u>締結文書上で発効条件は法に基づく国家発改委が発行する認可文書・備案通知書の取得とする旨を明確化することができる</u></p>	<p>第 32 条 認可・備案管理の範囲に属するプロジェクトの場合、投資主体は<u>プロジェクトの実施前にプロジェクト認可文書・備案通知書</u>を取得しなければならない</p>

2. 企業国外投資の規範化

	本弁法
<p>③ 国内企業・自然人が支配する 国外企業を通じた国外投資を 管理範囲に組入れ</p> <p>国内企業・自然人がその 支配する国外企業を通 じて行う国外投資：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ センシティブ類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可管理 ▶ 非センシティブ類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資額≥3 億米ドル 国家発改委に告知、備案は不要 ・ 投資額<3 億米ドル 告知・備案とも不要 <p>(※詳細は【参考 2】ご参照)</p>	<p>第 2 条 本弁法でいう国外投資とは、中華人民共和国の国内企業（以下「投資主体」）が直接または<u>その支配する国外企業を通じて</u>資産・権益投入または融資・担保提供などの方式により、国外の所有権・支配権・経営管理権およびその他の関連権益を獲得する投資活動を指す</p> <p>第 13 条 認可管理を実行する範囲は、投資主体が直接またはその支配する国外企業を通じて行うセンシティブ類プロジェクトとする。認可機関は、国家発改委とする</p> <p>第 42 条 投資主体がその支配する国外企業を通じて大口非センシティブ類プロジェクトを行う場合、投資主体はプロジェクトの実施前にネットワークシステムを通じて大口非センシティブ類プロジェクト状況報告表を提出し、<u>関連情報を国家発改委に告知しなければならない</u> (中略) 本弁法でいう大口非センシティブ類プロジェクトとは、<u>中国当事者の投資額が 3 億米ドルおよびそれ以上の非センシティブ類プロジェクト</u>を指す</p> <p>第 63 条 <u>国内自然人がその支配する国外企業または香港・マカオ・台湾地区の企業を通じて国外に対して投資を行う場合、本弁法を参照して執行する</u></p>

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

<p>④ 監督管理ツールの刷新、協同監督・全過程監督管理を改善</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>▶ 当局の協同監督管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインモニタリング ・ 面談・書面照会 ・ 抽出検査等 <p>▶ 投資主体の報告新制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト完了状況報告 ・ 重大不利状況報告 ・ 重大事項照会・報告等 </div>	<p>第40条 国家発改委・省級政府発展改革部門は、同級政府の関連部門と共同で協同監督管理メカニズムを構築し、<u>オンラインモニタリング・面談/書面照会・抽出検査による事実確認などの方式を通じて国外投資に対して監督管理検査を行い、規定違反行為に対して処理を行う</u></p> <p>第43条 国外投資の過程において対外派遣人員の重大な死傷・国外資産の重大な損失・我が国の関連国家との外交関係の損害など、重大な不利となる状況が発生した場合、投資主体は関連状況の発生日より5営業日以内にネットワークシステムを通じて<u>重大不利状況報告表</u>を提出しなければならない</p> <p>第44条 認可・備案管理の範囲に属するプロジェクトの場合、投資主体はプロジェクト完了日より20営業日以内にネットワークシステムを通じて<u>プロジェクト完了状況報告表</u>を提出しなければならない</p> <p>第45条 国家発改委・省級政府発展改革部門は、国外投資の過程における重大事項について投資主体に<u>重大事項照会レター</u>を送付することができる。投資主体は、重大事項照会レターに記載された照会事項および期限の要求に基づき<u>書面報告</u>を提出しなければならない</p>
<p>⑤ 懲戒措置、国外投資の法律・規定違反行為の記録</p>	<p>第49条 国家発改委は、<u>国外投資の法律・規定違反行為記録</u>を構築し、関連部門および単位と共同で<u>連合懲戒</u>を実施する</p> <p>第51～57条 恣意的なプロジェクト分割・虚偽の申告・不当な手段による認可文書または備案通知書の取得・プロジェクトの無断実施・規定に従わない変更・報告すべき事項の未報告・不当競争・国家利益および国家安全への脅威および損害・規定違反の融資提供などの規定・法律違反行為に対して、<u>懲戒措置を明確化かつ懲戒程度を強化</u></p>

3. 企業国外投資の利便的措置

	本弁法
<p>⑥ 利便策の充実化</p>	<p>第8条 投資主体は、国外投資について国家発改委に政策および情報を照会し、状況および問題を報告し、意見および提案を提出することができる</p> <p>第10～12条 国家発改委による<u>国外投資情報の公布・投資提携メカニズムの構築・国外安全利益保護</u>などの方面の主要任務を明確化</p>
<p>⑦ オンライン手続の推進</p>	<p>第7条 国家発改委は、<u>国外投資管理およびサービスネットワークシステム</u>を構築する。投資主体は、ネットワークシステムを通じて認可および備案手続を行い、<u>関連情報を報告</u>することができる</p>

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

【参考1】 主要用語の定義

用語	定義	9号令からの変更点
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非金融企業 ・ 金融企業 	金融企業が含まれることを明確化
投資活動	<p>中華人民共和国の国内企業が直接またはその支配する国外企業を通じて資産・権益投入または融資・担保提供などの方式により、国外の所有権・支配権・経営管理権・その他の関連権益を獲得する投資活動</p> <p><u>以下を含むがこれに限らない：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外の土地所有権・使用権などの権益獲得 ・ 国外の自然資源探査・開発コンセッションなどの権益獲得 ・ 国外のインフラ所有権・経営管理権などの権益獲得 ・ 国外の企業または資産所有権・経営管理権などの権益獲得 ・ 国外の固定資産の新規建設または改造・拡大 ・ 国外企業を新設または既存の国外企業への増資 ・ 国外持分投資ファンドを新設または資本参加 ・ 協議・信託などの方式を通じた国外の企業・資産の支配 	「その支配する国外企業を通じた」方式および投資活動の具体例を追加
支配	<p>以下のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接または間接的に企業の半数以上の議決権を有する ・ 半数以上の議決権を有さないが、企業の経営・財務・人事・技術などの重要事項を支配可能 	追加された「その支配する国外企業を通じて実施するプロジェクト」の「支配」を定義
センシティブ類プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ センシティブ国家・地区に関わるプロジェクト ・ センシティブ業種に関わるプロジェクト 	
センシティブ国家・地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国と国交を樹立していない国家・地区 ・ 戦争・内乱の発生している国家・地区 ・ <u>中国が締結・参加する国際条約・協定などに基づき、企業の投資を制限する必要がある国家・地区</u> ・ その他のセンシティブ国家・地区 	「国際的制裁を受ける国家」から「中国が締結・参加する国際条約・協定などに基づき、企業の投資を制限する必要がある国家・地区」に変更
センシティブ業種	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>武器装備の研究・製造・生産・メンテナンス</u> ・ クロスボーダー水資源の開発・利用 ・ 報道・メディア ・ <u>中国の法律・法規・関連調整コントロール政策に基づき、企業の国外投資を制限する必要がある業種</u> ・ センシティブ業種目録は、国家発改委が公布 	一部変更。 9号令：基礎電信の運営、クロスボーダー水資源の開発・利用、大規模な土地開発、送電幹線、電力網、報道・メディアなどの業種
中国当事者の投資額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資主体が直接またはその支配する国外企業を通じてプロジェクトのために通貨・証券・実物・技術・知的財産権・持分・債権などの資産・権益を投入および融資・担保を提供する総額 	「その支配する国外企業を通じて」・「融資提供」を追加 「有価証券」から「証券」に変更
プロジェクトの実施前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資主体またはその支配する国外企業がプロジェクトのために資産・権益投入（本弁法第17条に基づき認可・備案済のプロジェクトの初期費用を除く）または融資・担保提供する前 	新規（認可・備案手続の履行期限について）
プロジェクトの完了	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの建設工事の竣工・投資対象の持分または資産の引渡・中国当事者の投資額支払完了などの状況 	新規（プロジェクト完了状況報告の提出期限について）

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

【参考2】 国外投資プロジェクトの認可・備案の要否

9号令（廃止）		本弁法	
国外買収・競争入札プロジェクト 中国側投資額≥3億米ドル	実質的業務の実施前に 国家発改委に告知	-	-
センシティブ類国外投資プロジェクト			
センシティブ国家・地区・ 業種に関わるプロジェクト	国家発改委が認可	センシティブ国家・地区・業 種に関わるプロジェクト （投資主体の直接またはそ の支配する国外企業を通じ た実施）	国家発改委が認可
このうち： 中国側投資額≥20億米 ドル	国家発改委が審査意見を 提出して国務院が認可		
非センシティブ類国外投資プロジェクト			
中国側投資額≥10億米ドル	国家発改委が認可	a. 投資主体が直接投資する場合	
投資主体＝中央管理企業	国家発改委に備案	投資主体＝中央管理企業	国家発改委に備案
投資主体＝地方企業 中国側投資額≥3億米ドル	国家発改委に備案	投資主体＝地方企業 中国側投資額≥3億米ドル	国家発改委に備案
投資主体＝地方企業 中国側投資額<3億米ドル	省級政府投資主管部門に 備案	投資主体＝地方企業 中国側投資額<3億米ドル	省級政府投資主管部門に 備案
-	-	b. 投資主体が支配する国外企業経由で投資する場合	
-	-	中国側投資額≥3億米ドル	国家発改委に告知 備案不要
-	-	中国側投資額<3億米ドル	告知不要 備案不要

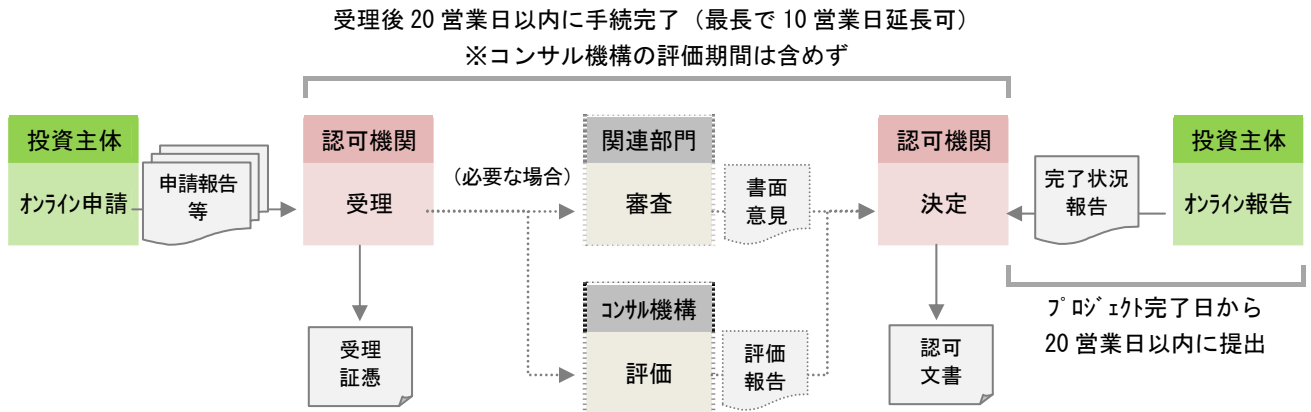
SMBC NEWS



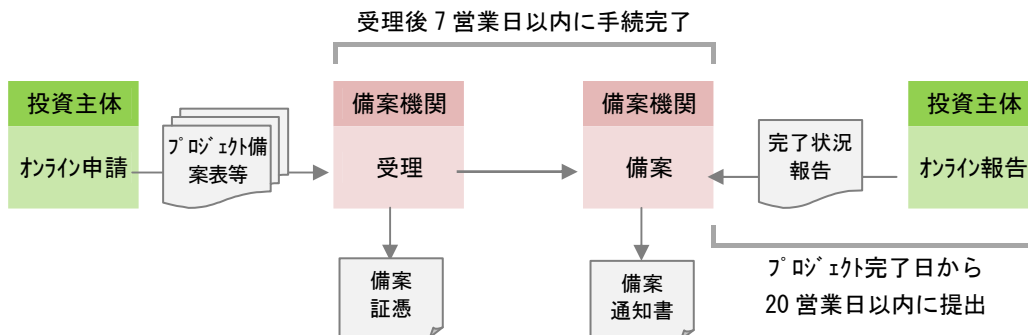
SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

【参考3】 国外投資プロジェクトの認可・備案の主要プロセス

◎認可の主要プロセス



◎備案の主要プロセス



以上

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新国際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 国際大厦16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協国際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 国際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江国際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599